

令和6年度山梨県障害者ピアサポート研修実施要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

山梨県（委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

3 対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害のある方
なお、雇用等されている障害のある方は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。
- ② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う方

※ 基礎研修及び専門研修（全4日間）をすべて参加できる方を対象とします。

※ 今年度、山梨県精神障害者ピアサポーター事業では、ピアサポーターの委嘱を予定しておりません。そのため、本研修受講者への山梨県精神障害者ピアサポート事業ピアサポーターの委嘱もありません。

4 研修日程及び研修会場

課程	日程	会場
基礎研修	令和6年11月25日（月）	山梨県福祉プラザ4階会議室 （甲府市北新1-2-12）
	令和6年11月27日（水）	
専門研修	令和6年12月10日（火）	
	令和6年12月12日（木）	

※ 研修時間はおおむね10時から16時までを予定しています。

※ 3日目のみ9時30分から16時30分までを予定しています。

5 研修内容

別紙「令和6年度山梨県障害者ピアサポート研修カリキュラム」のとおり

6 受講定員

30名程度

※ 申込者が、受講定員を上回った場合は、選考により決定いたします。(先着順ではありません)

○ 修了条件及び証書の交付

基礎研修及び専門研修の全ての研修課程を修了した方には、山梨県知事名の修了証書を交付します。また、山梨県において修了者名簿を作成し管理します。

※遅刻、早退、途中退席等があると修了証書の交付はできません。また、講義・演習中における居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいはグループワーク、演習の取り組み状況によっては修了証書を交付できない場合があります。

7 受講料

10,000円(基礎研修+専門研修)

※ 受講決定通知時に払込取扱票を同封致しますので、振込を行ってください。ご自身の都合により受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承ください。

8 受講申込の方法

受講申込書に必要事項を記入し、下記、「10 申込先」に郵送して下さい。

9 申込期限

令和6年11月7日(木) ※必着

10 申込先、問い合わせ先

〒400-0005
甲府市北新1-2-12福祉プラザ1階
山梨県障害者福祉協会
担当：守屋
電話 055-252-0100(8時30分～16時30分)
なお、本協会は月曜日が休館です。

11 受講者の決定

受講の可否については、令和6年11月19日(火)までに通知します。

13 研修受講にあたっての注意事項

- (1) 研修当日発熱のある方は入室をお断りし、以降の研修を受講することはできません。
- (2) 受講者の氏名および事業所名は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。

- (3) 自然災害等による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ (<http://www.sanshoukyou.net>) にその旨を掲載致しますのでご確認ください。
- (4) 精神障害者の方のお申し込みには、山梨県精神障害者ピアサポート事業ピアサポーターの委嘱がないことへの了解があると見なさせていただきます。